

令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 次第

日時：令和2年8月26日（水）午後2時00分～

場所：加東市役所 5階 501会議室

1. 開 会

(1) 会長挨拶

(2) 市長挨拶

2. 諮 問

《資料1》 都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について

3. 協議事項

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について

《資料2》 都市計画下水道事業受益者負担金・生活排水処理事業分担金について

4. その他

(1) 意見書について

《別紙》 提出期限 令和2年9月7日（月）

(2) 次回の審議会について

5. 閉 会

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

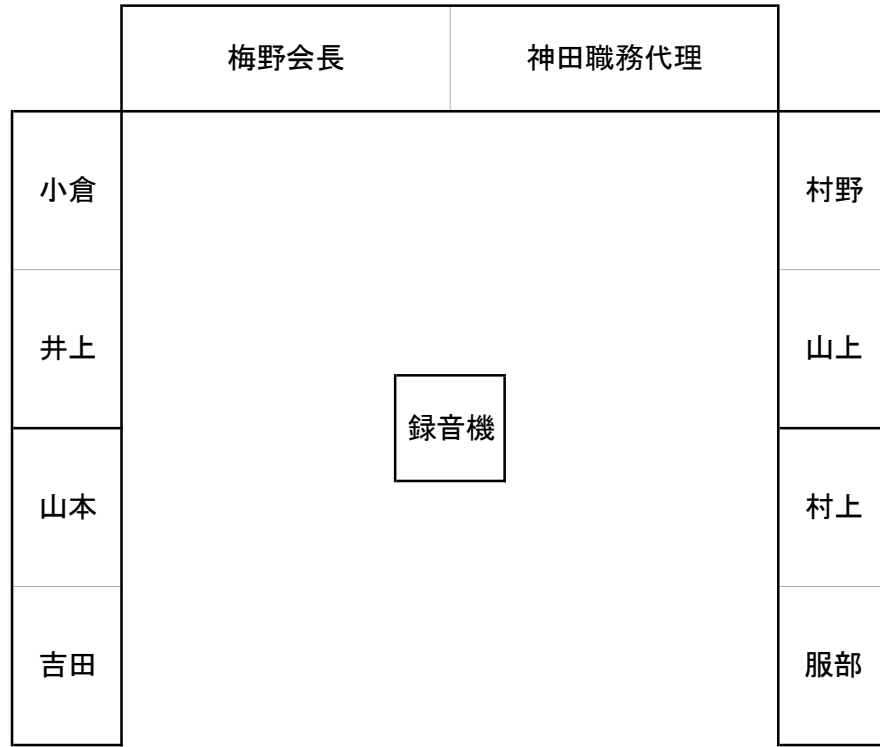
審議会役職	区 分	所 属 等	氏 名
会長	第3条第2項1号 (学識経験を有する者)	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅 野 巨 利
		近畿税理士会 社支部	小 倉 康
会長職務代理者		近畿税理士会 社支部	神 田 耕 司
	第3条第2項2号 (関係団体から推薦された者)	加東市消費者協会	井 上 益 子
		加東市区長会	山 本 貴 也
		加東市商工会	吉 田 伊 佐 見
	第3条第2項3号 (一般公募による市民)	一般公募	村野ひろみ
		一般公募	山 上 実 佳
	第3条第2項4号 (その他市長が必要と認める者)	加東市まちづくり推進市民会議 委員	村 上 加 奈 子
		加東市総務財政部・部長	服 部 紹 吾

※区分単位で氏名50音順（市職員選出委員を除く）、敬称略

市・出席者名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
市 長	安 田 正 義
技 監	高 瀬 徹
上下水道部・部長	眞 海 秀 成
上下水道部管理課・課長	阿 江 英 俊
上下水道部工務課・課長	谷 垣 直 哉
上下水道部管理課・副課長	北 島 恭 子
上下水道部管理課・主事	森 脇 茜

令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 配席(501)



安田市長	高瀬技監	上下水道部 眞海部長	管理課 阿江課長
------	------	---------------	-------------

	工務課 谷垣課長	管理課 北島副課長	管理課 森脇主事
--	-------------	--------------	-------------

傍聴席 5人

出入口

受付



諮問第 10 号

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（諮問）

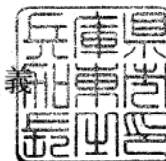
加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例（平成 29 年加東市条例第 19 号）第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道に編入される処理区域の受益者負担金について
- 2 一括納付報奨金制度の廃止について

令和 2 年 7 月 16 日

加東市長 安田 正 義



都市計画下水道事業受益者負担金・生活排水処理事業分担金について

1 都市計画下水道事業受益者負担金について

(1) 下水道事業受益者負担金とは（制度の概要）

下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、快適性が著しく向上する等、利益を受けるため、当該事業に要する費用の一部を、利益を受ける方（以下、「受益者」という。）に負担していただく制度です。

受益者負担金は、都市計画法第75条に基づき、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例及び同条例施行規則により受益者に賦課します。

都市計画法

<p>(受益者負担金)</p> <p>第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p> <p>2 前項の規定において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。</p> <p>※以下第3～7項は、負担金徴収にかかる処分等の規定のため省略</p>
--

(2) 受益者の範囲

受益者とは、下水道整備に伴う土地の資産価値の増加を「特別の利益」と考えて、一定の基準を設けた金銭的な負担を求めることから、原則として、公共下水道により下水を排除できる地域内の土地の所有者としています。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定されたものを除く）の目的となっている土地は、原則として、それぞれの権利者も該当するものとしています。

図1 受益者の範囲（負担金を納める人）

Aの土地にAが家建て Aが住んでいる場合	Aの土地にAが家建て Cが住んでいる場合	Aの土地にBが家建て Bが住んでいる場合	Aの土地にBが家建て Cが住んでいる場合
負担金を納める人はA	負担金を納める人はA	負担金を納める人はA又はB	負担金を納める人はA又はB

(3) 負担金の徴収方法について

本市では、一括又は最長3年間の分割（1年を4期に区分）徴収することとしています。

受益者が全期前納を選択した場合、一括納付報奨金制度の報奨金が交付され、報奨金を差し引いた負担金で納めることが可能です。

また、公共用地、公用地又は公的扶助を受けている者等について、減免措置や、農地等については受益が顕在化していないと考えられるため、この場合は、本市を含めて徴収猶予制度を設けている自治体がほとんどです。

(4) 負担金額算出の考え方及び実施状況

負担金の総額の決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により、本市の負担額も算定しています。ただし、市町村合併前の旧3町の内容をそのまま引き継いでいるため、下表のとおり、異なった算定基準で受益者負担金を賦課しています。

旧3町地域から引き継いだ受益者負担金の算定基準（条例第5条関係）

地区名	単 位	単位当たりの金額	備 考
旧社町	1 平方メートル	580 円	
旧滝野町	1 平方メートル	550 円	
旧東条町	1 単位	300,000 円	規則による別の定めあり

図2 都市計画対象区域



加東市都市計画マスタープラン(2019年3月)より

【旧社町及び旧滝野町の基準】

1平方メートル当たりの単位負担金額(面積単価)により負担金を算定するものです。受益者が負担する額は、事業費の額を基礎として、負担区の受益者負担金総額を当該負担区の総地積で除した額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を基本としています。

【旧東条町の基準】

一般住宅を1単位として負担金を算定するものです。事業費の額を基礎として、負担区の受益者負担金総額により負担金を算定するところは上記と同じです。

なお、東条負担区の1単位当たり30万円の算定根拠は、条例施行規則第5条に明示されており、次の表に掲げる区分に応じて算出した合計額の範囲内で算出される負担金総額を東条負担区の総単位数で除して得た金額としています。

東条負担区の1単位当たり30万円の算定根拠(条例施行規則第5条)

区 分	負担金の額
建設事業費	負担区の事業に要する費用の額に100分の2.7を乗じて得た額
公債費	負担区の事業に要する費用の額に100分の2.5を乗じて得た額

2 生活排水処理事業分担金について

(1)生活排水処理事業分担金とは（制度の概要）

市が施行する農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業に要する費用の一部を、利益を受ける方に負担していただく制度です。

生活排水処理事業分担金は、地方自治法第224条の規定に基づき、加東市生活排水処理事業分担金徴収条例及び同条例施行規則により、受益者に賦課します。

地方自治法

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(2)分担額について

事業費が処理区によって異なるため、表1で示すとおり負担額（分担金）も異なります。

表1 各事業における処理区・地区ごとの分担

事業名	処理区・地区名	事業完了後の 接続先	現行の負担額 (分担金)	接続 年度	廃止 年度
農業集落排水	上福田中部（上三草・山口・馬瀬）	流域関連公共 (社地域)	306,600円/単位	R6	R7
	上福田北部（牧野・吉馬）		350,000円/単位	R5	R6
	上鴨川		350,000円/単位	R7	R8
	下鴨川		350,000円/単位	R8	R9
	川北（吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢）	単独公共 (東条地域)	175,680円/単位	R3	R4
	川南（東垂水・大畑・蔵谷・藪）		243,870円/単位	R4	R5
	秋津（古家・常田・西戸）		272,590円/単位	R2	R3
小規模集合排水処理	少分谷		300,000円/単位	R2	R3
コミュニティ・プラント	畑・廻淵・池之内	流域関連公共 (社地域)	350,000円/単位	R3	R5
	上久米・下久米		338,000円/単位	R2	R4
	平木		350,000円/単位	R9	R10

(3) 分担金の賦課状況について

平成19年度から令和元年度までの農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の処理区域内の賦課状況は、表2で示すとおりです。

表2 分担金の賦課状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
農集	3件	2件	2件	5件	3件	4件	3件
社地域				1件 上福田中部	2件 下鴨川、 上福田中部	2件 上福田北部	1件 上福田中部
東条地域	3件 川南2、川北	2件 川北2	2件 秋津2	4件 川北3、秋津	1件 秋津	2件 川南、秋津	2件 川北、川南
コミプラ	1件	1件				1件	
社地域	1件 畑	1件 畑				1件 上久米・下久米	
合計	4件	3件	2件	5件	3件	5件	3件

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	小計
農集	1件	3件		1件	1件		28件
社地域	1件 上福田北部	1件 上福田北部					うち8件
東条地域		2件 川北2		1件 川北	1件 秋津		うち20件
コミプラ	1件		1件	2件	1件	2件	10件
社地域	1件 畑		1件 上久米・下久米	2件 上久米・下久米、 平木	1件 上久米・下久米	2件 畑、平木	うち10件
合計	2件	3件	1件	3件	2件	2件	38件

平均件数 ≒ 3件/年
一般住宅の平均面積 411.31㎡

3 処理場統合整備事業について

(1) 事業の現状について

本市の下水道事業、処理区・地区、処理場名は、表3で示すとおりです。

表3 下水道事業、処理区・地区、処理場名

地域	事業名	処理区・地区	処理場名
社	流域関連公共下水道	加古川上流	—
	農業集落排水	上福田中部	三草川清流センター
		上福田北部	吉馬・牧野清流センター
		上鴨川	上鴨川清流センター
		下鴨川	下鴨川清流センター
	コミュニティ・プラ ント	畑・廻渚・池之内	まわりぶちクリーンセンター
		上久米・下久米	千鳥川クリーンセンター
平木		流尾川クリーンセンター	
滝野	流域関連公共下水道	加古川上流	—
東条	単独公共下水道	東条	せせらぎ東条
	農業集落排水	秋津	秋津浄化センター
		川南	きらめき川南
		川北	オアシス川北
	小規模集合排水処理	少分谷	少分谷浄化センター

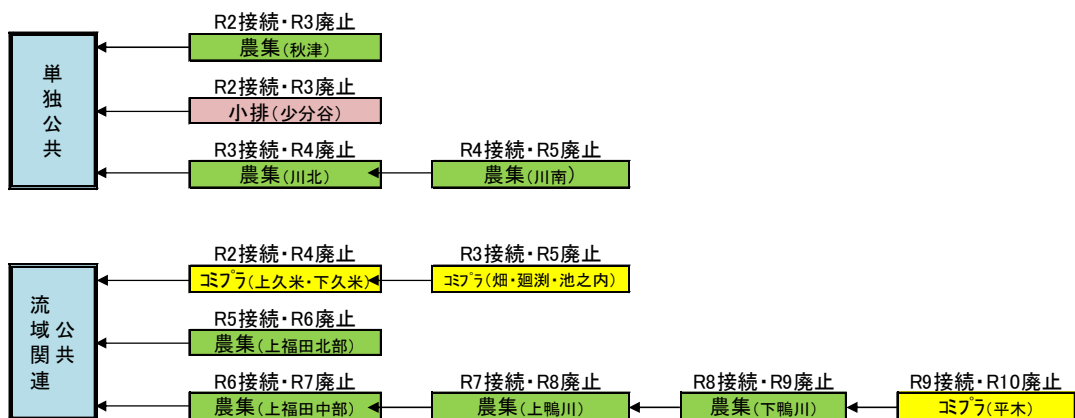
(2) 公共下水道事業への統合に伴う3事業の廃止

農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業の3事業は、公共下水道事業へ統合後は、すべて事業廃止となります。

(3) 各事業処理区の接続・廃止スケジュール

各事業の廃止は、次の図3に示すとおりです。

図3 各事業処理区の接続・廃止スケジュール



諮問事項 1 に対する方向性（案）

A 案

下水道事業受益者負担金

事業名	処理区	地域名	現行の負担額
公共下水道	流域関連公共（加古川上流）	社地域	580 円/㎡
		滝野地域	550 円/㎡
	単独公共（東条処理区）	東条地域	300,000 円/単位

生活排水処理事業分担金

事業名	処理区・地区名	事業完了後の接続先	現行の負担額（分担金）	変更負担額（案）
農業集落排水	上福田中部（上三草・山口・馬瀬）	流域関連公共（社地域）	306,600 円/単位	580 円/㎡
	上福田北部（牧野・吉馬）		350,000 円/単位	
	上鴨川		350,000 円/単位	
	下鴨川		350,000 円/単位	
	川北（吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢）	単独公共（東条地域）	175,680 円/単位	300,000 円/単位
	川南（東垂水・大畑・蔵谷・藪）		243,870 円/単位	
	秋津（古家・常田・西戸）		272,590 円/単位	
小規模集合排水処理	少分谷		300,000 円/単位	
コミュニティ・プラント	畑・廻渚・池之内	流域関連公共（社地域）	350,000 円/単位	580 円/㎡
	上久米・下久米		338,000 円/単位	
	平木		350,000 円/単位	

A 案の内容及び課題等（メリット・デメリット）

内容
<p>公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、社地域は 1 平方メートル当たり 580 円、東条地域は 1 戸 1 単位当たり 30 万円に統一する。</p>
メリット
<ul style="list-style-type: none"> ・旧町時の算出方法により設定された公共下水道事業（流域関連公共と単独公共）の現行の負担額基準を編入処理区の変更負担額（案）とすることで 3 地域間の整合が図られることとなり、その意味では公平性が保たれる。
デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・社地域は、1 戸 1 単位から 1 平方メートル当たりの単位負担金額（面積単価）に変更されるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握する必要がある。 ・公共下水道事業に統合しても 3 地域間の負担額基準は統一されず、異なったままである。

諮問事項 1 に対する方向性（案）

B 案

下水道事業受益者負担金

事業名	処理区	地域名	現行の負担額
公共下水道	流域関連公共（加古川上流）	社地域	580 円/㎡
		滝野地域	550 円/㎡
	単独公共（東条処理区）	東条地域	300,000 円/単位

生活排水処理事業分担金

事業名	処理区・地区名	事業完了後の 接続先	現行の負担額 (分担金)	変更負担額（案）
農業集落排水	上福田中部（上三草・山口・馬瀬）	流域関連公共 (社地域)	306,600 円/単位	300,000 円/単位
	上福田北部（牧野・吉馬）		350,000 円/単位	
	上鴨川		350,000 円/単位	
	下鴨川		350,000 円/単位	
	川北 (吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢)	単独公共 (東条地域)	175,680 円/単位	
	川南 (東垂水・大畑・蔵谷・藪)		243,870 円/単位	
	秋津（古家・常田・西戸）		272,590 円/単位	
小規模集合排水処理	少分谷		300,000 円/単位	
コミュニティ・プラント	畑・廻淵・池之内	流域関連公共 (社地域)	350,000 円/単位	
	上久米・下久米		338,000 円/単位	
	平木		350,000 円/単位	

B 案の内容及び課題等（メリット・デメリット）

<p>内容</p> <p>公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、社及び東条地域共に、現行受益者負担金の一般住宅を 1 単位とする単独公共（せせらぎ東条）の受益者負担金 1 戸 1 単位当たり 30 万円に統一する。</p>
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道区域外の編入区の負担額基準の統一が図られる。 ・社及び東条地域ともに公共下水道事業移行前の単位制を継続するため、賦課処理が容易である。 ・単独公共は現行基準に合わせるため、接続先処理区の住民の理解が得られやすい。
<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担額基準は、社地域の処理区はすべて引下げとなるが、東条地域の処理区は、少分谷を除きすべて引上げとなるため、統一後に引上げとなる処理区の住民に理解を得る必要がある。 ・公共下水道区域に編入する社地域の処理区は、負担額を 30 万円に合わせることの根拠が乏しい。

諮問事項 1 に対する方向性（案）

C 案

下水道事業受益者負担金

事業名	処理区	地域名	現行の負担額	変更負担額（案）
公共下水道	流域関連公共（加古川上流）	社地域	580 円/㎡	550 円/㎡
		滝野地域	550 円/㎡	
	単独公共（東条処理区）	東条地域	300,000 円/単位	

生活排水処理事業分担金

事業名	処理区・地区名	事業完了後の接続先	現行の負担額（分担金）	変更負担額（案）
農業集落排水	上福田中部（上三草・山口・馬瀬）	流域関連公共（社地域）	306,600 円/単位	550 円/㎡
	上福田北部（牧野・吉馬）		350,000 円/単位	
	上鴨川		350,000 円/単位	
	下鴨川		350,000 円/単位	
	川北（吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢）	単独公共（東条地域）	175,680 円/単位	
	川南（東垂水・大畑・蔵谷・薮）		243,870 円/単位	
	秋津（古家・常田・西戸）		272,590 円/単位	
小規模集合排水処理	少分谷		300,000 円/単位	
コミュニティ・プラント	畑・廻淵・池之内	流域関連公共（社地域）	350,000 円/単位	
	上久米・下久米		338,000 円/単位	
	平木		350,000 円/単位	

C 案の内容及び課題等（メリット・デメリット）

<p>内容</p> <p>公共下水道の受益者負担金を加東市統一の単位負担金額（面積単価）とする。ただし、流域関連公共の低い方の面積単価に統一する。 また、公共下水道区域外から公共下水道へ編入する処理区も同じ面積単価とする。</p>
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい単位負担金額（面積単価）とすることで、公共下水道事業として負担額基準が統一され、地域間の格差がなくなる。
<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道区域へ編入される処理区・地区は、1戸1単位から1平方メートル当たりの単位負担金額（面積単価）に変更されるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握する必要がある。 ・単位負担金額（面積単価）の算定根拠の設定が難しいため、新しい負担額は、流域関連公共の現行負担額基準の低いほうの面積単価550円とする。

4 一括納付報奨金制度について

受益者負担金は、受益者に課す強制的な費用負担となるため、各自治体の条例等において、分割徴収制度が規定されている場合がほとんどです。

ただし、事業費に充てる受益者負担金を早期に確保する必要があるため、その方法として、広く自治体で採用されているのが一括納付報奨金制度です。

本市では、受益者負担金を一括納付された方は、一括納付される額に応じて条例施行規則に定める率で一括納付報奨金が交付され、負担金額から報奨金を差し引いた金額で納めていただいております。

一括納付報奨金制度により、下水道整備時に直ちに下水道接続の予定がなかった受益者も含め、多くの方々に一括で受益者負担金をお支払いいただいているため、この制度は下水道整備の促進に大きく寄与してきました。

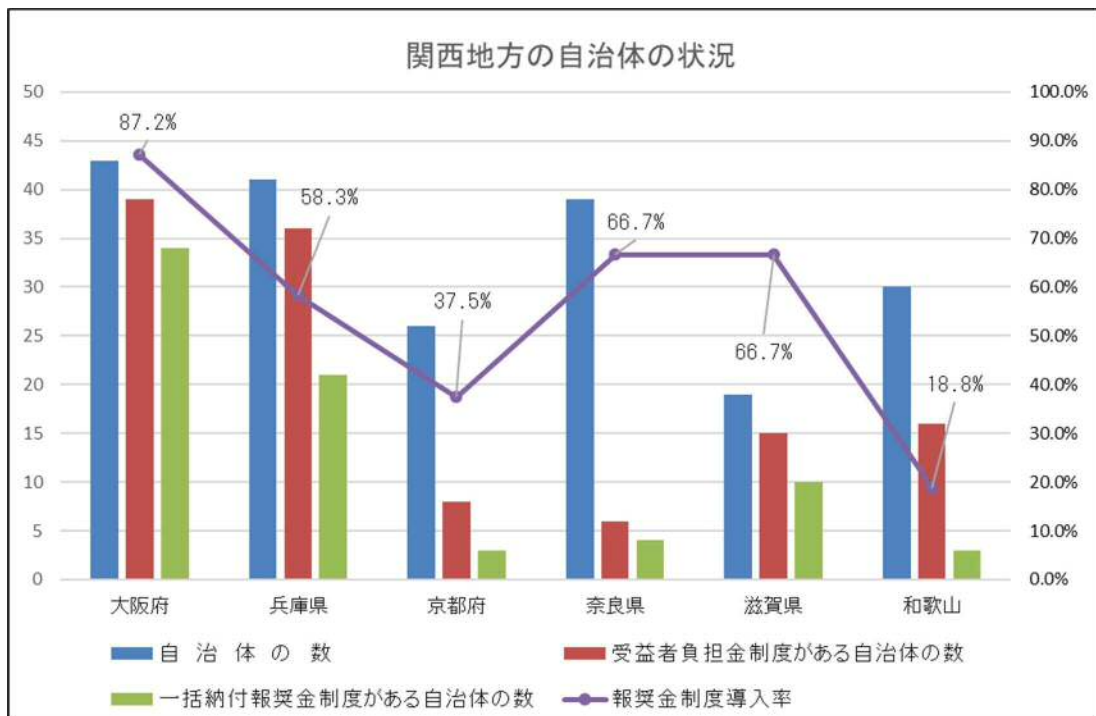
しかし、下水道整備が概ね完了したことから、一括納付報奨金を交付してまで事業費を早期に回収する必要がないため、この制度の存否について検討が必要です。

そこで、各自治体の状況を調査したところ、次のような結果となりました。

表 4 関西地方の自治体の状況

内訳等	関西地方					
	大阪府	兵庫県	京都府	奈良県	滋賀県	和歌山
自治体の数	43	41	26	39	19	30
受益者負担金制度がある自治体の数	39	36	8	6	15	16
一括納付報奨金制度がある自治体の数	34	21	3	4	10	3
報奨金制度導入率	87.2%	58.3%	37.5%	66.7%	66.7%	18.8%

図 4 関西地方の自治体の状況（グラフ）



兵庫県の自治体の状況は、表5に示すとおりです。

表5 兵庫県の自治体の状況

	受益者負担金 制度の有無	一括納付報奨金 制度の有無	下水道 普及率	一括納付報奨金制度がある場合の内容
神戸市	×		98.8%	
姫路市	○	○	92.2%	負担金額の7.5%
尼崎市	○	×	100.0%	
明石市	○	○	99.6%	納期前に納付した各納期の納付額の100分の0.3に、 納期前の月数を乗じて得た額
西宮市	○	○	99.9%	おおむね負担金額の6～8%
洲本市	○	○	26.8%	負担金の額に100分の4.0を乗じて得た額
芦屋市	×		100.0%	
伊丹市	○	×	100.0%	
相生市	○	○	86.6%	負担金額の20%
豊岡市	○	×	85.5%	
加古川市	○	○	91.3%	負担金額の7%
たつの市	○	×	90.1%	
赤穂市	○	×	94.5%	
西脇市	○	○	83.7%	負担金額の4%
宝塚市	○	○	98.8%	
三木市	○	○	88.5%	負担金額の7.5%（限度額：15万円）
高砂市	○	○	96.3%	納付のあった納期前負担金の額に別表第1の左欄に 掲げる納期前負担金に係る納期数に対応する同表の 右欄の率を乗じて得た額
川西市	○	○	99.6%	負担金額の7%
小野市	○	○	86.9%	負担金額の7.5%
三田市	○	×	87.8%	
加西市	○	×	59.8%	
丹波篠山市	○	×	72.6%	
養父市	×		60.8%	※新規加入金として一律250,000円
丹波市	○	○	54.2%	納期前に納付した額の100分の0.7に、納期前に係る 月数を乗じて得た額（柏原町）
南あわじ市	○	○	67.3%	当該負担金の額の20パーセントに相当する額
朝来市	○	×	46.5%	
淡路市	○	×	59.6%	
宍粟市	○	○	55.5%	負担金の額に100分の20を乗じて得た額
加東市	○	○	85.5%	納期前に納付した額の100分の0.5に、納付前に係る 月数を乗じて得た額
猪名川町	○	×	98.8%	
多可町	○	×	53.8%	
稲美町	○	○	81.3%	別表第1に掲げる率を乗じて得た額
播磨町	○	○	97.9%	負担金の額に100分の15を乗じて得た額
神河町	×		54.6%	※下水道加入金として一律349,800円
市川町	×		22.9%	
福崎町	○	○	80.3%	別表第1に掲げる率を乗じて得た額
太子町	○	○	99.9%	当該負担金の額の20パーセントに相当する額
上郡町	○	○	73.6%	負担金の額に100分の10を乗じて得た額
佐用町	○	×	59.2%	
新温泉町	○	×	62.9%	
香美町	○	×	80.9%	
合計	36	21		

*水道普及率は兵庫県統計書より（平成30年度末）

下水道整備が完了し、受益者負担金制度自体を廃止している自治体は神戸市と芦屋市の2つで、そのほか市川町が受益者負担金を賦課していません。

受益者負担金制度がある自治体数は21で、一括納付報奨金制度を採用していない、又は廃止している自治体数は15です。

次に、北播磨地域の自治体の状況は、表6に示すとおりです。本市を含めて4市が、一括納付報奨金制度を採用しています。

一括納付報奨金制度の主な廃止理由を調査すると、下水道整備が概ね完了し、この制度が役割を終えたことや、市町の方針で、税の一括納付報奨金制度と合わせて廃止しています。

表6 北播磨地域の自治体の状況

	受益者負担金 制度の有無	一括納付報奨金 制度の有無	内容
西 脇 市	○	○	負担金額の4%
三 木 市	○	○	負担金額の7.5%(限度額:15万円)
小 野 市	○	○	負担金額の7.5%
加 西 市	○	×	廃止
加 東 市	○	○	納期前に納付した額の100分の0.5に、 納付前に係る月数を乗じて得た額 (おおむね負担金額の7.5%)
多 可 町	○	×	

諮問事項2に対する方向性(案)

一括納付報奨金制度は、負担金の早期確保に一定の成果を上げてきましたが、下水道整備が概ね完了したことから、廃止する方向で検討します。

意見書

別紙

令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 (R2.8.26開催)に関する意見等

委員名	
-----	--

資料No.	ページ	意見等

資料No.	ページ	意見等

その他意見等

令和2年9月7日（月）までに提出いただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ・提出先

〒673-1493 加東市社 50 番地
加東市上下水道部管理課（庁舎 3 階）
担当：北島 恭子
TEL：0795-43-0533（直通）
FAX：0795-43-0548
E-Mail：jogesui-kanri@city.kato.lg.jp